

資料 2 - 1

佐賀県の公共事業評価制度

資料 2 - 2

新規評価対象事業の分類

資料 2 - 3

新規評価マニュアルの体系及び基準

資料 2 - 4

新規評価マニュアルの改正：県土企画課 全事業共通項目

資料 2 - 5

新規マニュアルの改正：建築住宅課 県営住宅整備事業

資料 2 - 6

新規マニュアルの改正：森林整備課 林道事業

資料 2 - 7

新規マニュアルの改正：森林整備課 治山事業



# 目的：公共事業の効率性と実施過程における透明性の向上

今回

## 新規評価

- ・新たに着手する事業箇所を対象に実施
- ・事業種類毎に評価基準を定めた「新規評価マニュアル」を使って、事業に入ること（予算をつけること）が適切かどうかを判断します。

諮問 ↓ ↑ 答申

新規評価マニュアルに関する審議

## 再評価

- ・事業採択後、一定期間が経過した継続中の事業を対象に実施
- ・事業の進捗状況、社会経済情勢等の変化などの視点に基づき、事業の継続が適切かどうかを評価します。

諮問 ↓ ↑ 答申

公共事業の継続の適否に関する審議

## 事後評価

- ・事業完了後、おおむね5年を経過した事業を対象に実施
- ・完成した事業について、当初計画していた効果が発現しているかどうかを評価し、今後の事業の改善に結びつけます。

諮問 ↓ ↑ 答申

公共事業の効果に関する検証

## 佐賀県公共事業評価監視委員会



委員会の現状

学識者5名、民間からの選出委員5名の合計10名で構成

## 新規評価対象事業の分類

### 整備系

社会資本の新築及び改築に関する事業

#### 広域事業

県の施策に基づき、広域的な視点から実施する事業

〔道路事業、農道整備事業〕

#### 生活関連事業

地域住民の生活に密接に関連し、安全性や利便性向上を主目的で行う事業

道路事業、街路事業、都市公園事業、河川事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、港湾事業、海岸事業、**県営住宅整備事業**、農道整備事業、中山間地域総合整備事業、クリーク防災機能保全事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、水環境整備事業、漁港海岸事業、**治山事業**、**林道事業**

#### 産業活性化事業

県内の基幹産業の振興を促す又は産業の効率化を図る目的で行う事業

港湾事業、経営体育成基盤整備事業、農業水利施設保全事業、漁港事業、農道整備事業、中山間地域総合整備事業、クリーク防災機能保全事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、水環境整備事業

### 維持系

既存社会資本の維持管理に関する事業

#### 維持管理事業

既存施設の利活用に関する機能保全や管理者責任で行う事業

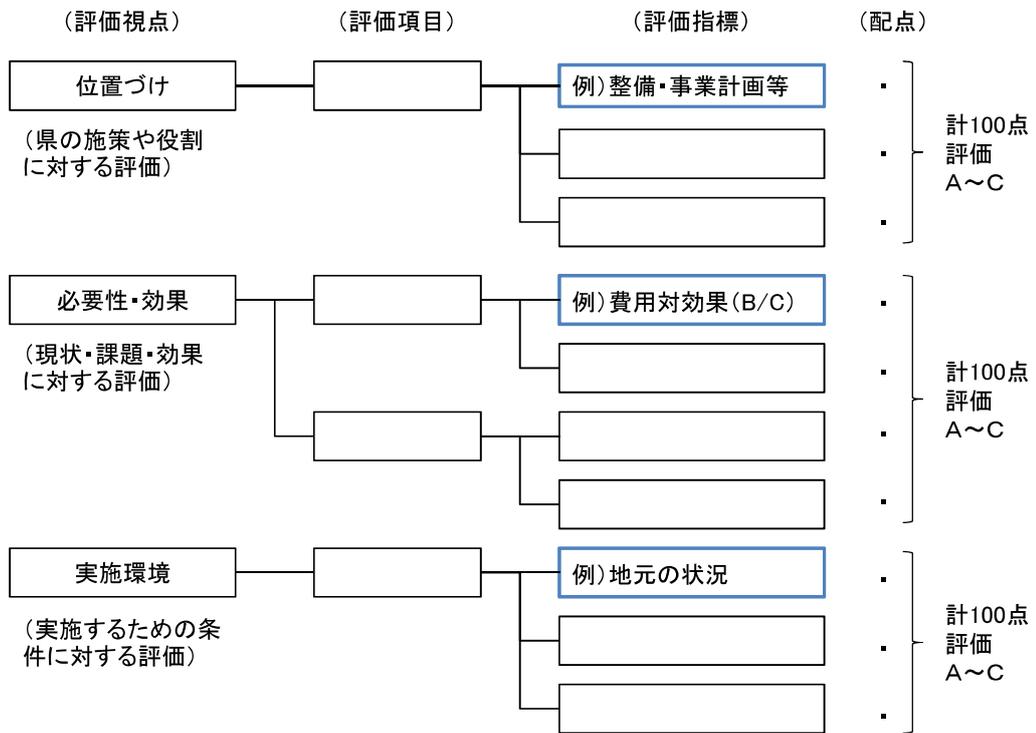
〔道路事業、土地改良事業(水利施設)、河川事業、ダム事業、港湾事業、漁港事業〕

## 評価マニュアルの体系及び基準

### <<評価マニュアル>>

#### ○評価体系

- 各事業の特性を表す評価指標を設け、事業実施の目的、効果及び条件を客観的に数値化し、視点毎に合計する。



#### ○評価基準、判断基準

- 評価指標毎の合計点により下記のとおり区分するものが評価基準、またその結果を組み合わせる事業の可否を決定する判断基準。

評価基準（評価視点毎の合計点数）

	位置づけ	必要性・効果	実施環境
A	80 点以上	80 点以上	80 点以上
B	60 ～ 80 点未満	60 ～ 80 点未満	60 ～ 80 点未満
C	60 点未満	60 点未満	60 点未満

判断基準（評価基準の組み合わせ）

ランク	整備方針	評価の組み合わせ
I	優先的に事業を実施	AAA、AAB
II	事業を実施	ABB、BBB
III	新規着手を見合わせる	AAC、ABC ACC、BBC、BCC、CCC



# 新規評価マニュアルの変更

## 【県土企画課】

対象事業：整備系 全事業

### 【変更を行う理由】

- 組織改正に伴う新たな組織の目的や視点を新規箇所評価に反映する必要があるため。

### 【変更を行う項目】

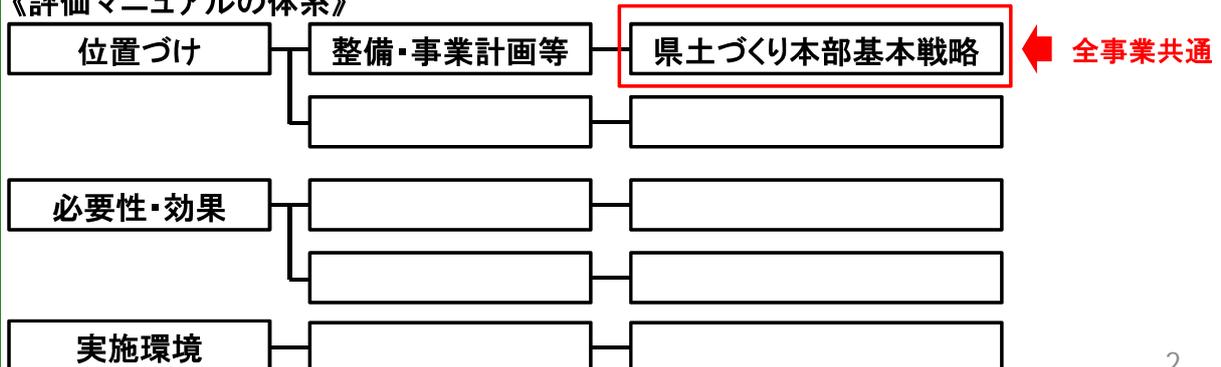
- 評価視点：位置づけ — 評価項目：整備・事業計画等 — 評価指標：県土づくり本部基本戦略

### ○ 評価要素

県土づくり本部の基本戦略に位置づけられている。

- ・位置づけられている 10点
- ・位置づけられていない 0点

### 《評価マニュアルの体系》



### 【本部の基本戦略】

- 基本戦略はこれまでの本部制に伴い、各本部が当該年度の1年間に**重点的に実施していく施策や取組**をまとめたもので、HPで公表。

### 【「県土づくり本部の基本戦略」が評価指標として取り入れられた経緯】

- 平成22年度第1回公共事業評価監視委員会において、これまでの各事業の計画等への位置づけによる評価に加えて、新たに、事業の枠を超えた評価視点として本部内における位置づけを評価することを事務局より提案。
- 同年度、第2回公共事業評価監視委員会で、「県土づくり本部基本戦略」を本部内における位置づけを評価する指標とすることを委員会が承認。
- 平成23年度の新規評価より「県土づくり本部基本戦略」を新たな評価指標として新規評価を実施。

### 【平成27年度の取扱い】

- 平成27年度からは、全庁的に各本部における基本戦略は策定不要。
- 県土づくり本部では、内部の実施方針や重点事項を整理するものとして「基本戦略→基本方針」として整理し、新規評価においても、基本方針に位置づけられているかどうかで評価を実施。

3

### 【マニュアルの変更】

#### 【現行】

- 県土づくり本部の基本戦略に位置づけられている。
  - ・ 位置づけられている 10点
  - ・ 位置づけられていない 0点

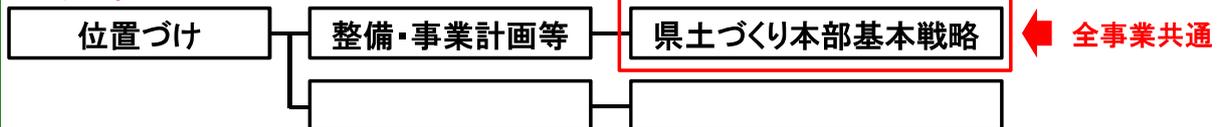
#### 【変更案】

- 各部の施策に関する方針等に位置づけられている。
  - ・ 位置づけられている 10点
  - ・ 位置づけられていない 0点

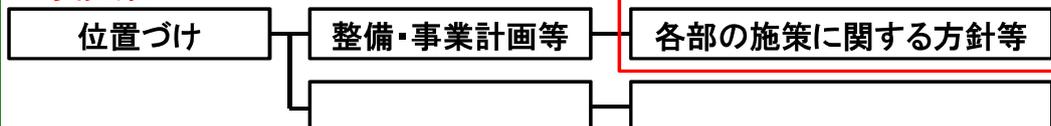


#### 《評価マニュアルの体系》

##### 現行



##### 変更案



4

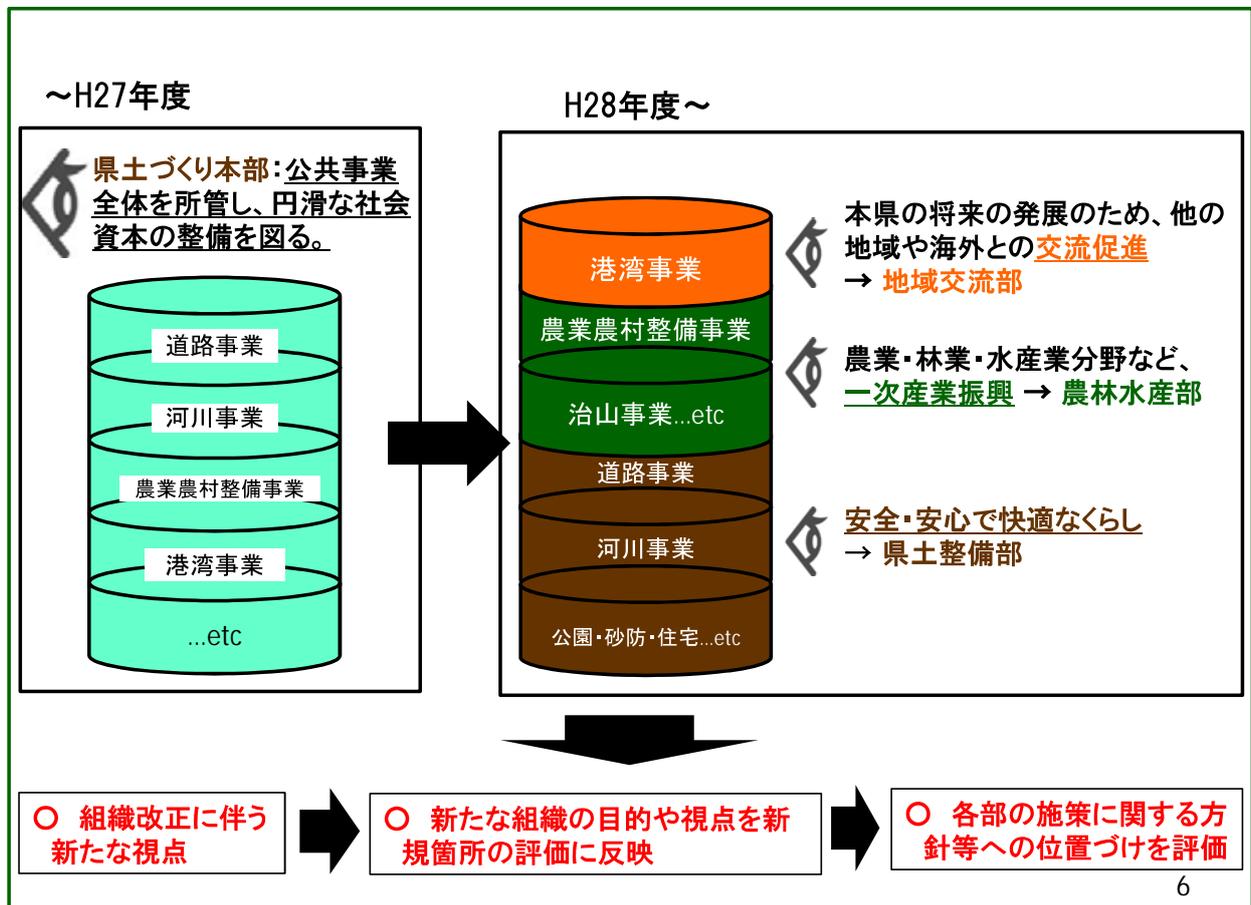
【変更の考え方】

- 各事業で定めた計画等への位置づけと本部における事業の位置づけを評価する、これまでの考え方を継続。
- 今の佐賀県に必要な施策を推進するため、組織改正を実施。
- 地域間交流の促進や一次産業の振興などの新たな視点を踏まえた公共事業の実施が求められている。

- ・地域交流部： 本県の将来の発展のために、地域振興・国際・交通部門間の連携を深め、他の地域や海外との交流促進
- ・農林水産部： 農業県として、農業・林業・水産業分野など、一次産業振興
- ・県土整備部： 県民の安全・安心で快適なくらし

- 新たな組織の目的や視点を新規箇所の評価にも反映する必要がある。
- このため、今後は、各事業を所管する部における事業の位置づけを評価することとしたい。

↳ 各部の施策に関する方針等





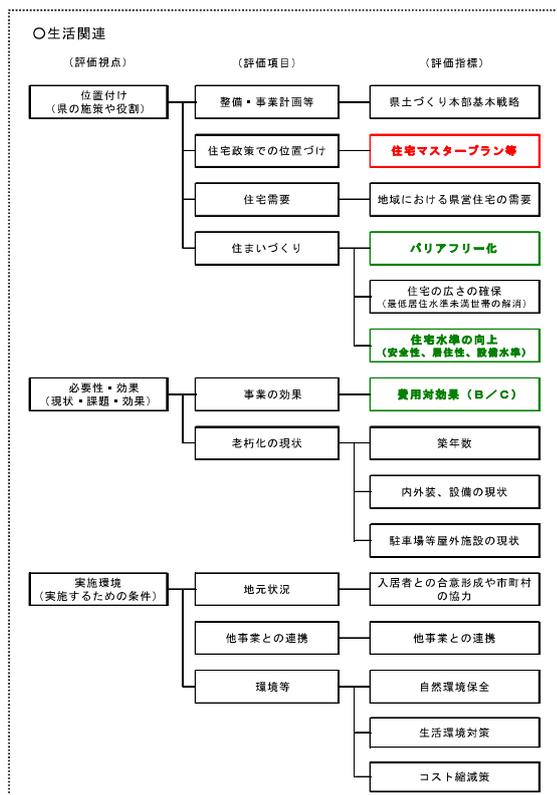
# 新規評価マニュアルの変更について

## 【建築住宅課】

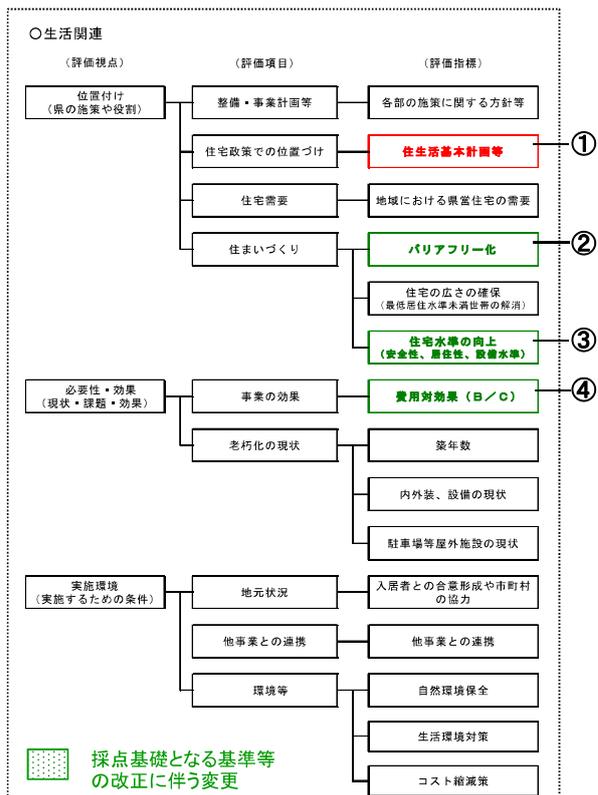
### ○県営住宅整備事業[生活関連]

### 県営住宅整備事業 新規評価マニュアル変更（案）

県営住宅整備事業【現行】



県営住宅整備事業【変更（案）】



# 評価マニュアルの変更

事業区分	事業名	主な変更点	変更理由
生活関連	県営住宅整備事業	<p>○<u>評価指標の変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●評価視点：位置づけ</li> <li>●評価項目：住宅政策での位置づけ</li> <li>●評価指標：<b>住宅マスタープラン等</b></li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>住生活基本計画等</b> に変更</p> <p>○<u>評価の採点基礎となる基準・指針等の変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●評価視点：位置づけ</li> <li>●評価項目：住宅政策での位置づけ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●評価指標：<b>「住宅マスタープラン等」</b></li> </ul> </li> <li>●評価項目：住まいづくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●評価指標：<b>バリアフリー化</b></li> <li>●評価指標：<b>住宅水準の向上（安全性、居住性、設備水準）</b></li> </ul> </li> <li>●評価視点：必要性・効果</li> <li>●評価項目：事業の効果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●評価指標：<b>費用対効果（B/C）</b></li> </ul> </li> </ul>	<p>○県の住宅施策の総合的な指針となる「住宅マスタープラン」を見直し、平成19年に「住生活基本計画」を策定したことから、評価指標を見直す</p> <p>○評価の採点基礎となる基準や指針が改正されたことから、評価マニュアル上の基準等の名称を変更</p>

## 県営住宅整備事業【現行】

①

- 評価視点：位置づけ  
 評価項目：住宅政策での位置づけ  
 評価指標：**住宅マスタープラン等**

評価要素	点数
計画が <b>住宅マスタープランの重点プロジェクト</b> 、かつ、 <b>ストック総合活用計画</b> の団地別活用計画に位置づけられている	5 0
計画が <b>住宅マスタープランの重点プロジェクト</b> 、又は、 <b>ストック総合活用計画</b> の団地別活用計画に位置づけられている	3 0

- ・住宅マスタープラン：佐賀県住宅マスタープラン
- ・ストック総合活用計画：県営住宅ストック総合活用計画

## 県営住宅整備事業【変更（案）】

①

- 評価視点：位置づけ  
 評価項目：住宅政策での位置づけ  
 評価指標：**住生活基本計画等**

評価要素	点数
計画が <b>住生活基本計画</b> 、かつ、 <b>長寿命化計画</b> の団地別活用計画に位置づけられている	5 0
計画が <b>住生活基本計画</b> 、又は、 <b>長寿命化計画</b> の団地別活用計画に位置づけられている	3 0

- ・住生活基本計画：佐賀県住生活基本計画
- ・長寿命化計画：佐賀県公営住宅等長寿命化計画

### <変更理由>

- 評価指標・・・○県の住宅施策の総合的な指針となる「住宅マスタープラン」を見直し、平成19年に「住生活基本計画」を策定したことから評価指標を変更。
- 評価要素・・・○評価指標の変更に伴い、評価要素も変更。

県営住宅整備事業【現行】

②

評価項目：住まいづくり  
評価指標：バリアフリー化

評価要素	点数
バリアフリー化の基準をみたしていない	10
上記以外	0

・バリアフリー化の基準：**長寿社会対応住宅設計マニュアル（平成7年建設省住宅局編）**のうち、「段差（玄関の上がり框の部分を除く）」、「手すり」、「通行幅」の基礎的水準程度とする。  
なお、現地建替や改善を行う場合は当該団地、統廃合等に伴って新規建設を行う場合は用途廃止をする団地（以下、当該住宅団地という）の従前住宅の現状について評価を行う。

変更

県営住宅整備事業【変更（案）】

②

評価項目：住まいづくり  
評価指標：バリアフリー化

評価要素	点数
バリアフリー化の基準をみたしていない	10
上記以外	0

・バリアフリー化の基準：**高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（平成18年）**のうち、「段差（玄関の上がり框の部分を除く）」、「手すり」、「通行幅」の基礎的水準程度とする。  
なお、現地建替や改善を行う場合は当該団地、統廃合等に伴って新規建設を行う場合は用途廃止をする団地（以下、当該住宅団地という）の従前住宅の現状について評価を行う。

<変更理由>

- 評価の採点基礎となる基準や指針が改正されたことから、評価マニュアル上の基準等の名称を変更。

県営住宅整備事業【現行】

③

評価項目：住まいづくり  
評価指標：住宅水準の向上  
(安全性、居住性、設備水準)

評価要素	点数
安全性、居住性、設備水準のいずれかが確保されていない	10
上記以外	0

・「**居住性**」が確保されていない：当該住宅団地の従前住宅に洗面所がない、又は、「**住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施行の指針（平成4年2月建設省告示）**」に適合した内装の断熱化が行われていない場合をいう。

変更

県営住宅整備事業【変更（案）】

③

評価項目：住まいづくり  
評価指標：住宅水準の向上  
(安全性、居住性、設備水準)

評価要素	点数
安全性、居住性、設備水準のいずれかが確保されていない	10
上記以外	0

・「**居住性**」が確保されていない：当該住宅団地の従前住宅に洗面所がない、又は、「**住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施行及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示）**」に適合した内装の断熱化が行われていない場合をいう。

<変更理由>

- 評価の採点基礎となる基準や指針が改正されたことから、評価マニュアル上の基準等の名称を変更。

県営住宅整備事業【現行】

④

- 評価視点：必要性・効果
- 評価項目：事業の効果
- 評価指標：費用対効果（B/C）

評価要素		点数
費用対効果（B/C）	2.0以上	60
	1.0以上2.0未満	40
	1.0未満	0

・費用対効果（B/C）：「公営住宅整備事業の新規採択時評価手法（平成11年公共住宅事業者等連絡協議会）」及び「公営住宅改善手法選択マニュアル（平成13年公共事業者等連絡協議会）」を準用して算出した費用便益比（B/C）とする。

変更

県営住宅整備事業【変更（案）】

④

- 評価視点：必要性・効果
- 評価項目：事業の効果
- 評価指標：費用対効果（B/C）

評価要素		点数
費用対効果（B/C）	2.0以上	60
	1.0以上2.0未満	40
	1.0未満	0

・費用対効果（B/C）：「公営住宅整備事業に係る新規採択時評価手法（平成28年国土交通省）」及び「公営住宅改善手法選択マニュアル（平成19年国土交通省）」を準用して算出した費用便益比（B/C）とする。

<変更理由>

- 評価の採点基礎となる基準や指針が改正されたことから、評価マニュアル上の基準等の名称を変更。

# 新規評価マニュアルの変更

## 【森林整備課】

対象事業：整備系 生活関連事業 治山事業

### 1 治山事業の概要

#### ○治山事業とは

##### 事業の目的

- ・森林の維持造成を通じて山地で起こる災害から住民の生命・財産を守るとともに、水源のかん養や生活環境の保全・形成等を図る。

##### 事業の主な内容（ハード整備）

- ① 復旧治山・・・山腹崩壊や異常に土石が堆積した荒廃溪流等の復旧整備
- ② 予防治山・・・山腹亀裂や落石・溪岸侵食や土石の堆積等の未然防止整備
- ③ 地すべり防止・・・地すべりを誘発する地下水の排除、抑止等整備

## ①ーア 復旧治山事業の事例(山腹崩壊)

復旧治山：山腹崩壊や異常に土石が堆積した荒廃溪流等の復旧整備

整備前



整備後



## ①ーイ 復旧治山事業の事例(荒廃溪流)

復旧治山：山腹崩壊や異常に土石が堆積した荒廃溪流等の復旧整備

整備前



整備後



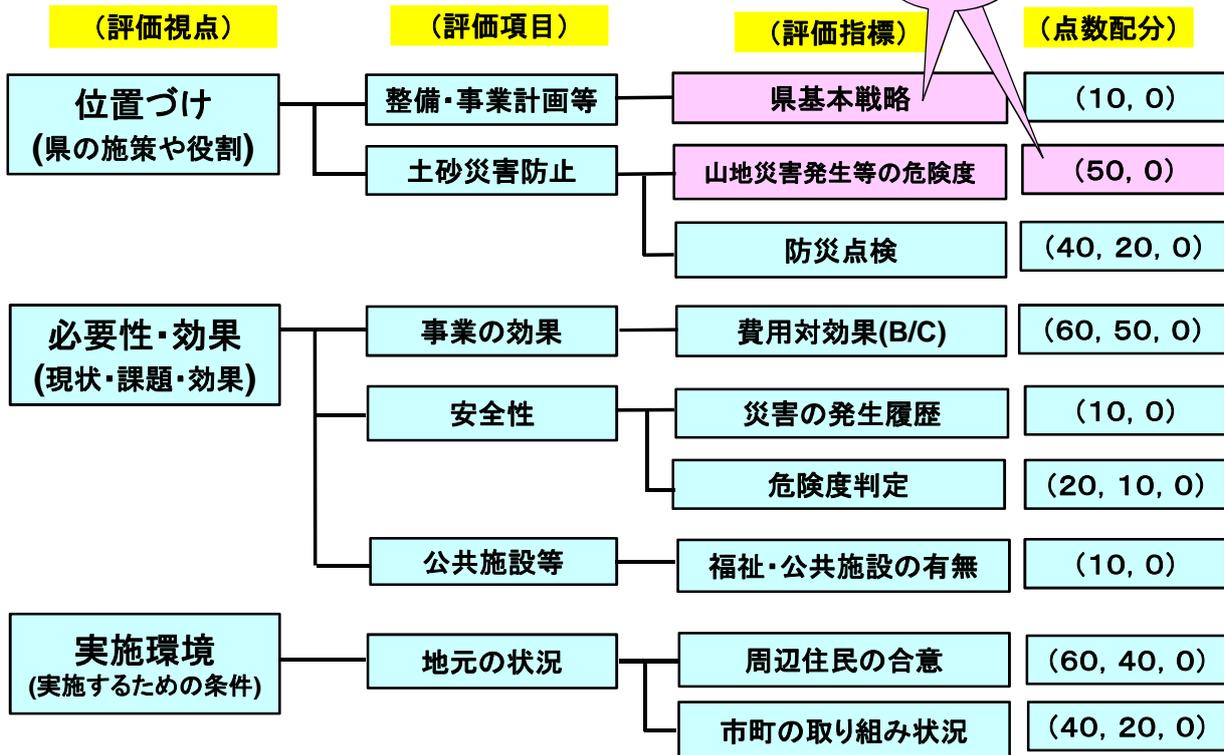
## ② 予防治山事業の事例(落石対策)

予防治山: 山腹亀裂や落石・溪岸侵食や土石の堆積等の未然防止整備



## 2 現行マニュアルの体系

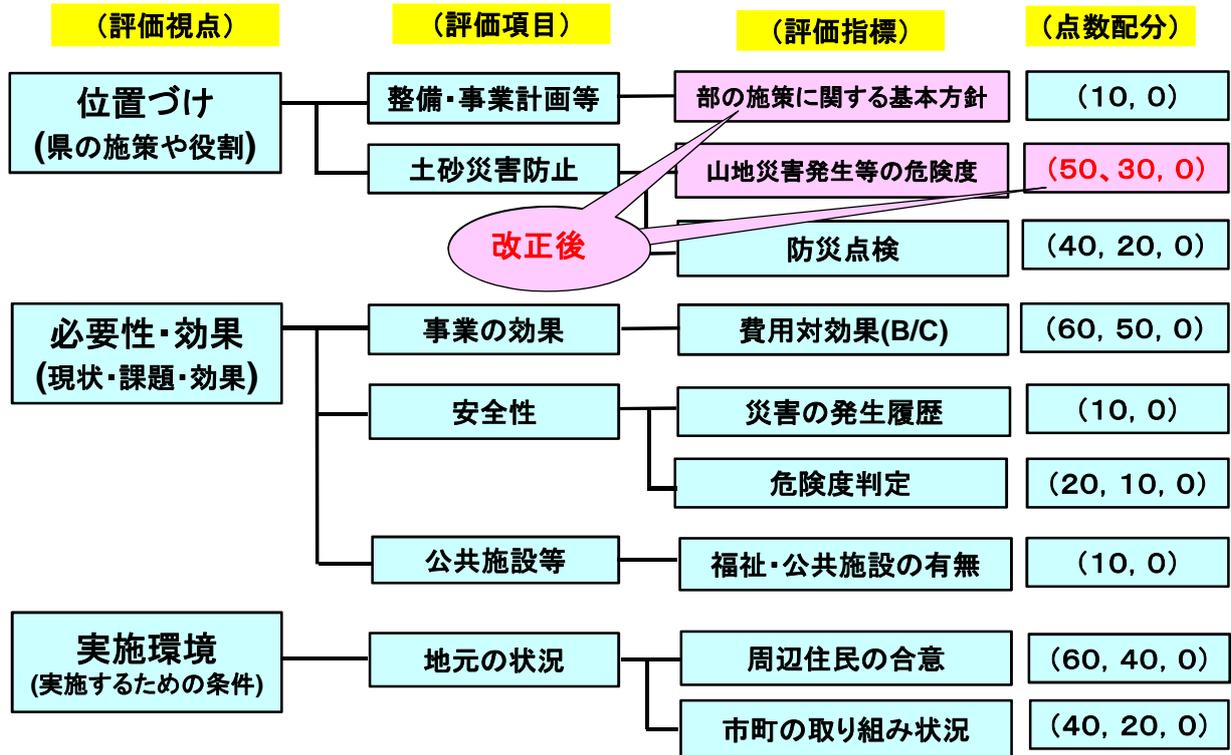
### 治山事業の体系図



## 2 改正マニュアルの体系（案）

### 治山事業の体系図

### 改正箇所（評価要素及び点数の細分化）



## 3 現状・問題点と改善策

### 現状・問題点

- 治山事業は、1年～2年で完了する箇所が多く、賦存量も多いことから、毎年度、新規評価の箇所数が多い。
- あわせて、現行の評価マニュアルでは、「位置づけ」の視点における「山地災害発生等の危険度」の評価が2区分（50点、0点）のみであり結果としてAAA評価となる箇所が多く、箇所ごとの評価の差が分かりにくいため、予算箇所付けの判断において、更なる優先度の明確化が必要となっている。

【AAA評価の割合】

【H25 :18箇所（17）】 【H26:24箇所（22）】 【H27:29箇所（23）】

### 改善策

- 新規評価箇所の事業実施に当たり、さらに優先度を明確にするため、評価要素及び点数の細分化を行う。
- 具体的には、「山地災害発生等の危険度」について、危険箇所の現在の2区分（50点、0点）を3区分（50点、30点、0点）としたい。

## 4 マニュアルの改正内容（案）

○評価視点：位置づけ

評価項目：土砂災害防止

評価指標：山地災害発生等の危険度（評価要素及び点数の細分化について改正）

現行	評価要素	点数
危険箇所	山腹崩壊、荒廃溪流、表土の流出、濁水、地すべりの危険等があり、拡大の恐れがある。又は、拡大の可能性が濃厚である。	50
	山腹崩壊、荒廃溪流、表土の流出、濁水、地すべりの危険等があるが、拡大の恐れがない。又は、拡大の可能性が小さい。	0

評価要素2区分(点数50, 0)から3区分(点数50, 30, 0)に改正

改正後	評価要素	点数
危険箇所	山腹崩壊、落石の発生、不安定土石の流出等の状況があり、 <u>災害発生の恐れが高い。</u>	50
	山腹亀裂、落石の兆候、不安定土石の堆積等の状況があり、 <u>経年変化による災害発生の恐れがある。</u>	30
	山腹亀裂、落石の兆候、不安定土石の堆積等の状況は軽微であり、 <u>当面災害発生の恐れはない。</u>	0

## 5 マニュアル改正後の評価比較（試行）

○改正後の評価マニュアルに基づき、評価した場合、

評価要素2区分（点数50, 0）から3区分（点数50, 30, 0）に改正し、評価

【AAA評価の割合】

【H25 :18箇所（17）】 【H26:24箇所（22）】 【H27:29箇所（23）】

現行	94%	92%	79%
----	-----	-----	-----

AAA評価の割合が多く、優先度に明確な差がないため、優先順位の判断が難しい。

【H25 :18箇所（11）】 【H26:24箇所（16）】 【H27:29箇所（8）】

改正後	61%	67%	28%
-----	-----	-----	-----

AAA評価の割合が少なくなり、優先度の明確化により、優先順位の判断が容易となる。

## 6-ア マニュアル改正後の評価事例（山腹崩壊）



- 現行  
評価要素：山腹崩壊  
点数配分：50点
- 改正後  
評価要素：山腹崩壊  
点数配分：50点  
【緊急性が高い】



- 現行  
評価要素：落石の恐れ  
点数配分：50点
- 改正後  
評価要素：落石兆候  
点数配分：30点  
【緊急性は普通】

## 6-イ マニュアル改正後の評価事例（荒廃溪流）



- 現行  
評価要素：荒廃溪流  
点数配分：50点
- 改正後  
評価要素：荒廃溪流  
点数配分：50点  
【緊急性が高い】



- 現行  
評価要素：荒廃溪流  
点数配分：50点
- 改正後  
評価要素：荒廃溪流に移行  
点数配分：30点  
【緊急性は普通】

# 新規評価マニュアルの変更

## 【森林整備課】

対象事業：整備系 生活関連事業 林道事業

### 1 林道事業の概要

#### ○林道事業とは

##### 事業の目的

- 林道の整備により、多面的機能を有する森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な森林経営を確立する。

##### 事業の主な内容（ハード整備）

区分	内容	
森林基幹道	森林整備の基盤となり、複数の市町にまたがる <b>骨格的な林道</b> 。	
小規模な林道 (市町内における林道)	森林管理道	森林基幹道を補完し、木材の輸送のほか、一般車の通行も想定する林道。
	林業専用道	主に木材の輸送機能を強化する林道。
	森林施業道	森林管理道を補完し、林業機械などの森林整備用車両の通行に供する林道。



# 1 林道事業の事例（骨格的・支線的別）

## ○骨格的な林道

（複数の市町にまたがって整備）



森林基幹道 九千部山横断線  
鳥栖市、基山町、みやき町、  
上峰町、吉野ヶ里町

## ○小規模な林道

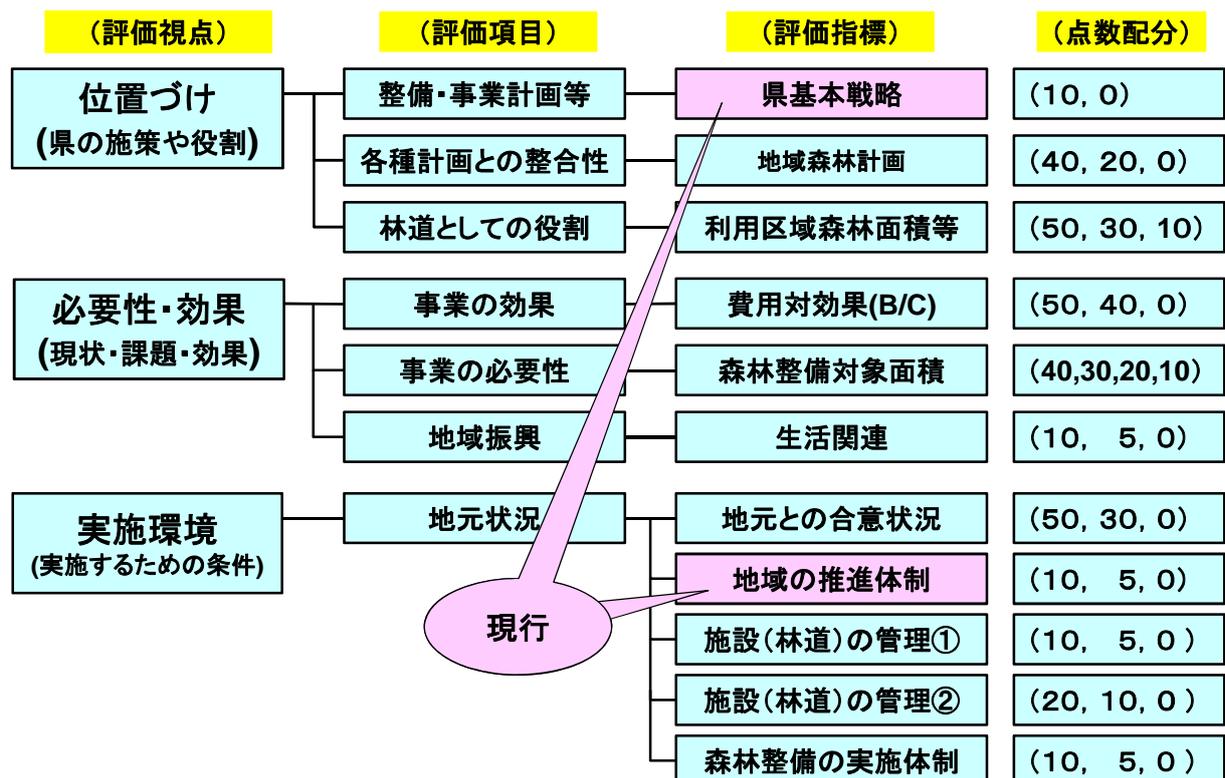
（市町内において整備）



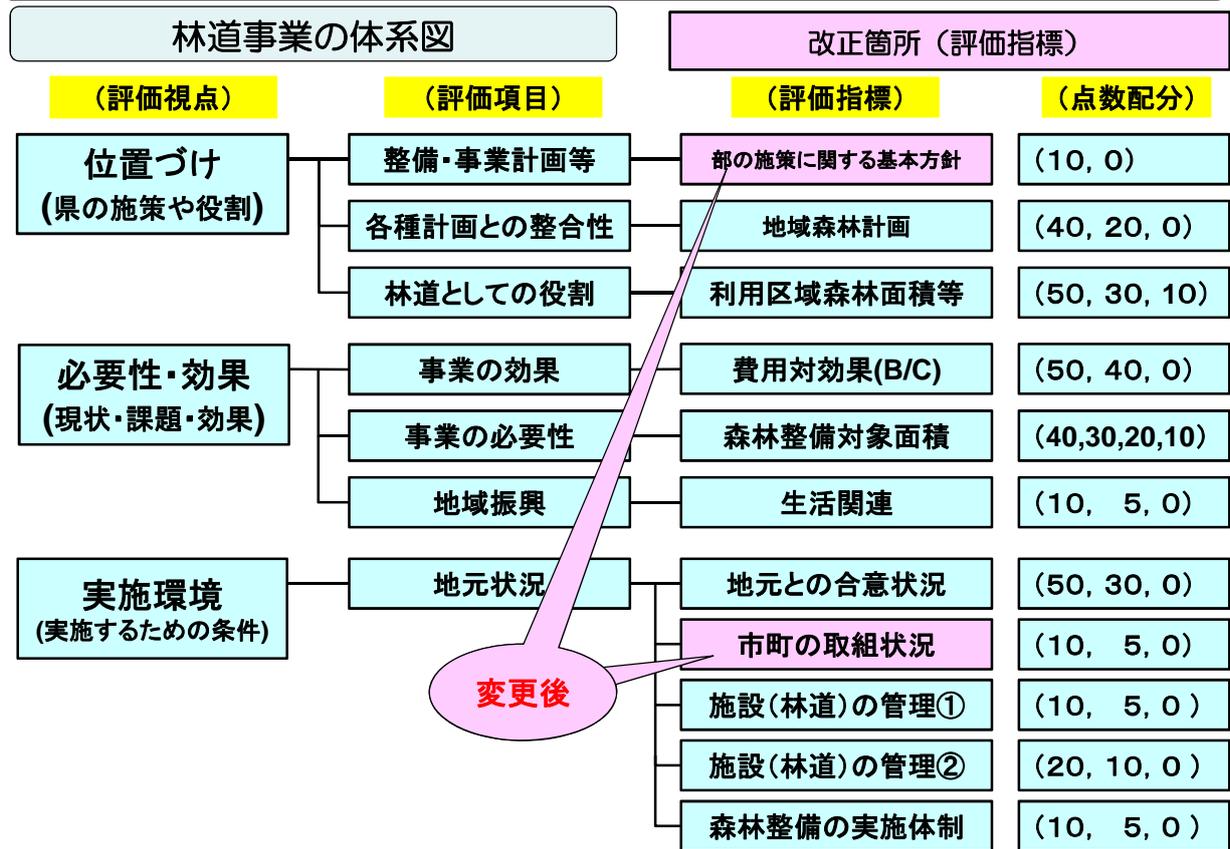
林業専用道 鳥海～踊瀬線  
（武雄市）

# 2 現行マニュアルの体系

## 林道事業の体系図



## 2 改正マニュアルの体系（案）



## 3 現状・問題点と改善策

### 現状

- 現行マニュアルでは、評価項目の地元状況の中で、「地域の推進体制」を評価指標としている。
- この評価指標では、複数の市町で構成される事業推進協議会等の設立の状況を評価している。

### 問題点

- 複数の市町にまたがるような骨格的な林道の整備がH27年で完了。
- 今後の新規路線については、事業の採択上、事業推進協議会等の設立が必要な林道は計画されることがなくなった。
- 今後は、市町単位で整備する比較的小規模な林道が計画される。

### 改善策

- 評価項目の地元状況の評価指標のうち、「地域の推進体制」（事業推進協議会等の設立の状況）を見直し、「市町の取組状況」に変更したい。
- 具体的には、事業実施に向け、地元説明会や地権者からの同意取得等の市町の取組状況を評価することとしたい。

## 4 マニュアルの改正内容（案）

○評価視点：実施環境

評価項目：地元状況

**現 行** 評価指標：地域の推進体制

評 価 要 素		点数
事業推進協議会等	設立されている。	10
	設立が計画されている。	5
	設立されていない。	0



評価指標及び評価要素を変更

**改正後** 評価指標：市町の取組状況

評 価 要 素		点数
市町の取組状況	事業実施に向け、 <b>自主的・積極的</b> に地元説明や地権者からの同意取得等に取り組んでいる。	10
	事業実施に向け、 <b>県の指導や協力の下</b> 、地元説明や地権者からの同意取得等に取り組んでいる。	5
	事業実施に向けた、地元説明や地権者からの同意取得等の <b>取組が低調</b> である。	0